

# 石綿に係る建材ごとの規制の概要

資料3

	石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業						
	① 石綿等が吹き付けられた建築物、船舶等における当該吹き付けられた石綿等に係る作業				② 耐火被覆材等(粉じんを著しく飛散するおそれのあるもの)の除去の作業		③ ①、②以外の材料の除去の作業
	耐火建築物又は準耐火建築物における除去の作業	その他の除去の作業	封じ込め・石綿等の切断等を伴う囲い込みの作業	切断等を伴わない囲い込みの作業	切断等を伴う除去の作業	切断等を伴わない除去の作業	
事前調査 (第3条関係)	○	○	○	○	○	○	○
作業計画 (第4条関係)	○	○	○	○	○	○	○
14日前までの計画の届出 (安衛則第90条関係)	○						
あらかじめの作業の届出 (第5条関係)		○	○	○	○	○	
特別教育 (第27条関係)	○	○	○	○	○	○	○
作業主任者の選任 (第19条関係)	○	○	○	○	○	○	○
保護具の着用 (第14条関係)	◎	◎	○	○	○	○	○
湿潤化 (第13条関係)	○	○	○	○	○	○	○
隔離等の措置 (第6条関係)	○	○	○		○		
作業員以外立入禁止 (第7条関係)				○		○	
関係者以外立入禁止 (第15条関係)	○	○	○	○	○	○	○
注文者の配慮 (第9条関係)	○	○	○	○	○	○	○

(注)◎印の呼吸用保護具については、電動ファン付き呼吸用保護具等に限る。

# 石綿を含有する建築物の解体等に係る届出について

石綿を含有する建築物の解体等を行う際には次の届出を行う必要があります。

	レベル1 ・吹き付け石綿	レベル2 ・耐火被覆板 (ケイカル板2種) ・断熱材 (煙突、屋根折板) ・保温材	レベル3 ・スレート ・石綿含有岩綿吸音板 ・Pタイル ・ケイカル板1種 ・サイジング ・石綿セメント板
「工事計画届」 (14日前までに労働基準監督署長あて提出) ＜安衛法第88条第4項＞	○ (耐火/準耐火建築物の除去作業)	—	—
「特定粉じん排出等作業届書」 (14日前までに都道府県知事等あて提出) ＜大防法第18条の15＞	○ (除去/封じ込め/囲い込み作業)	○ (除去/封じ込め/囲い込み作業)	—
事前届出の実施 (工事着手7日前までに都道府県知事等あて提出) ＜建築リサイクル法第10条＞	○ (特定建設資材への付着した吹付け石綿等の有無や除去等の措置、その他計画届けについて届出書に記載)		
「建築物解体等作業届」 (作業前に労働基準監督署長あて提出) ＜石綿則第5条＞	○ (封じ込め/囲い込み及び耐火/準耐火建築物以外の除去作業)	○ (除去作業)	—

なお、届出漏れの予防や法の適正執行のため、届出いただいた内容について、建設リサイクル法・大気汚染防止法・労働安全衛生法等関係法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で左記法令を所管する機関もしくは部局間で情報提供が行われる場合があります。

厚生労働省・国土交通省・環境省

(H25.2)